

令和2年5月22日		
所 属	保育管理課	こども入所支援担当
所属長	谷 章	西田 啓行
電 話	06-6489-6254	06-6489-6369

兵庫県の休業要請の見直し等に伴う保育施設（事業所）の対応について

現在、尼崎市では、兵庫県が定めた休業要請を行わない施設に勤務する方など、真にやむを得ないと判断した場合のみ保育の実施をお願いしているところですが、5月21日付で国の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、同日付で、5月23日以降の兵庫県の休業要請を行う施設が「クラスター発生施設及び類似施設」に見直されたため、5月23日以降の保育施設（事業所）の対応について、次のとおり変更します。

1 保育施設（事業所）の開所について

兵庫県の休業要請に基づく限定保育については終了し、園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を厳重に徹底した上で開所することとします。

なお、休業要請を行う施設に勤務している保護者の子どもについては、原則的には家庭での保育を継続していただくこととなります。（保護者による保育申出書の提出は不要）

2 実施時期について

5月23日（土）から

3 在宅保育について

保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、保護者へは、可能な限り在宅で保育を行っていただくようお願いをします。

なお、引き続き、保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等を行います。

4 保育料等について

引き続き、6月30日までの期間、登園自粛のお願いにより在宅保育に協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。（7月以降は未定）

以 上

令和2年5月21日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請の見直し等

本日、兵庫県に対する緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）の指定が解除されました。これまでの皆様のご協力に感謝申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染防止対策を行う必要があることから、全国でクラスターが発生した下記の施設の皆様には休業についてご協力をお願いします。

休業を要請していましたが一部の遊興施設、運動・遊技施設、集会展示施設、営業時間の制限を要請しておりました食事提供施設については、5月23日0時から要請を解除します。これまでのご協力に感謝します。

再開される施設や、既に営業中の施設の皆様におかれては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避、感染防止対策の徹底をお願いします。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止へのご理解、ご協力をお願いします。

記

1 区域

兵庫県内全域

2 期間

令和2年5月31日（日）まで

3 休業要請を行う施設

区分	施設
クラスター発生施設及び類似施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店、スポーツジム

5月23日以降の新型コロナウイルス感染防止措置

1 区域 兵庫県内

2 期間 令和2年5月31日(日)まで

※ 感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、措置を見直し

3 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

(1)外出自粛の要請

- ・感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛を要請
- ・不要不急の旅行や帰省等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛を要請
- ・夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛を要請
- ・「3密」(密閉、密集、密接)の懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

(2)催物の開催自粛の要請

- ・全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請
- ・催物開催(適切な感染防止対策の実施)

<催物開催の目安>

屋内:100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

屋外:200人以下、かつ人との距離を十分に確保

(3)施設の使用制限等の協力要請

次の全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設の施設管理者に対し、施設の使用制限等の協力を要請

<休業要請を行う施設>

施設の種類	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設	スポーツジム

(4)要請を行わない施設

- ・要請を行わない営業施設については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等にもとづき、徹底した感染防止対策を依頼

(5)出勤等

- ・在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、職場でのローテーション勤務等の推進
- ・職場での「3密」の回避